

# 自転車事故で問われる責任

「自転車だから大丈夫」「事故を起こしても大事にはならない」…そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながります。道路交通法では、自転車は軽車両として扱われ、事故を起こすと、運転者は刑事上の責任が問われます。また相手にケガを負わせたり死亡させた場合等は、民事上の損害賠償責任も発生します。

## 刑事上の責任

相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となります

## 民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います

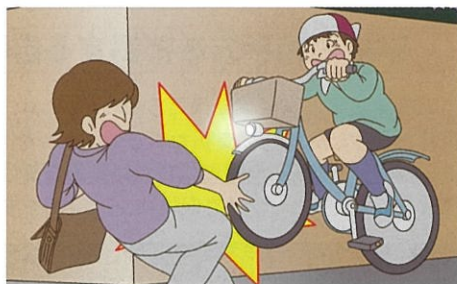
## 自転車での加害事故による高額賠償の事例

### 事例 1

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭がい骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。

★賠償額9521万円

<神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決>

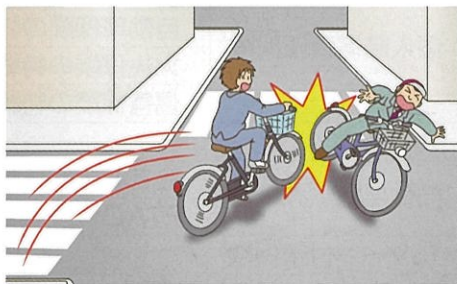


### 事例 2

男子高校生が昼間、歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車ですり進んできた男性(24歳)と衝突。男性に重大な障害が残った。

★賠償額9266万円

<東京地方裁判所 平成20年6月5日判決>

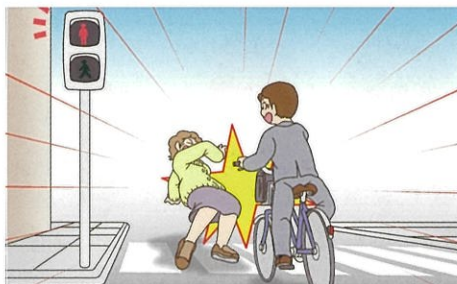


### 事例 3

成人男性が昼間、信号を無視して交差点に進入し、青信号で横断歩道を歩行中の女性(55歳)と衝突。女性は頭がい内損傷等で11日後に死亡した。

★賠償額5438万円

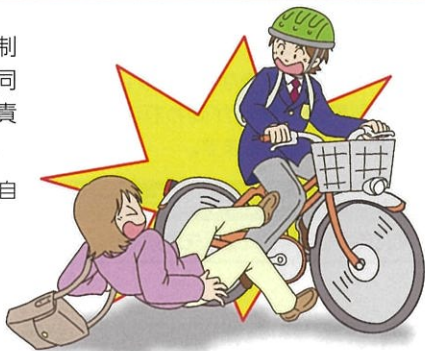
<東京地方裁判所 平成19年4月11日判決>



# 事故に備えて自転車保険に入りましょう

自転車には自動車のような被害者救済のための強制保険（自賠責保険）はありません。自転車も自動車と同じく事故の危険のある車両を運転するという自覚と責任を持ち、もしもの事故に備えて保険に入りましょう。

※平成28年7月から、大阪府では自転車条例の施行により、自転車保険の加入が義務付けられています。



## 自転車損害賠償保険等の加入義務

大阪府自転車条例第12条第1項～第3項

## 事故の相手方を補償する自転車保険の種類

自転車事故の損害賠償に備える保険としては、他人にけがをさせたり物を壊したりして法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険として「個人賠償責任保険」があります。

そのほか、自転車安全整備店で点検整備を受け、TSマークを自転車に貼ることで傷害保険・賠償責任保険が付く「TSマーク付帯保険」などがあります。

| 自転車保険の種類      |          | 保険の概要           |
|---------------|----------|-----------------|
| 個人賠償責任保険      | 自転車向け保険  | 自転車事故に備えた保険     |
|               | 自動車保険の特約 | 自動車保険の特約で付帯した保険 |
|               | 火災保険の特約  | 火災保険の特約で付帯した保険  |
|               | 傷害保険の特約  | 傷害保険の特約で付帯した保険  |
| 共 済           |          | 各種共済            |
| 団体保険          | 会社等の団体保険 | 団体の構成員向けの保険     |
|               | PTAの保険   | PTAや学校が窓口となる保険  |
| TSマーク付帯保険     |          | 自転車の車体に付帯した保険   |
| クレジットカードの付帯保険 |          | カード会員向けに付帯した保険  |



すでに加入されている保険・共済などに、自転車事故を補償する特約を付けることができる場合もありますので、詳しくは加入されている保険会社や共済組合、各団体にお問合せください。



## 自転車で歩行者や自転車とぶつかったら… それは交通事故です！

もしも、自転車で歩行者や自転車とぶつかってしまったら…。

それはれっきとした交通事故です。

「自転車だから大したことはないだろう」と立ち去ってしまうと、ひき逃げや当て逃げとして処罰される場合もあります。

車の事故と同様、警察への通報(110番)や、相手がケガをしていたら119番通報と、ケガ人の救護など、適切な措置をとりましょう。



### 交通事故の場合の措置

道路交通法第72条

★子どもが事故を起こしてしまったら…

- 現場にいる人に助けを求める(110番、119番してもらう)
- 親、先生に連絡する
- 相手がケガをしていたら、ケガした人を救護する

## 大阪府自転車条例が 施行されています

平成28年4月1日より、大阪府における、自転車の交通事故防止と被害者の保護を図るため「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。

くわしくは、  
大阪府ホームページをご覧ください  
大阪府自転車条例 🔍 検索

### 条例の4本柱

自転車保険の  
加入義務化

交通安全教育  
の充実

自転車の  
安全利用

交通ルール・  
マナーの向上

- 高齢者のヘルメット着用
- 自転車の点検及び整備
- 反射器材の装備

自転車利用者の役割

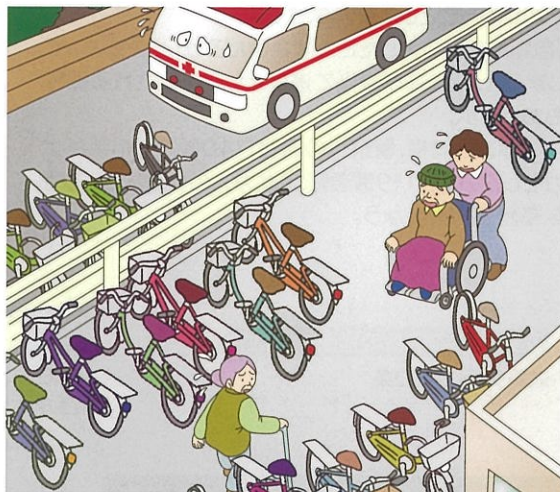


# 駐輪マナーを守りましょう

## マナー違反が、こんなに迷惑!

駅周辺など、まちのいたるところに乱雑に置かれた自転車…。  
放置自転車1台で迷惑している人がたくさんいます。

- 歩行者、特に高齢者や、障がいのある人が通行しにくくなります。
- 救急車や消防車など、緊急車両が活動できなくなります。



ひとりひとりがマナーを守れば放置自転車はなくなります。  
自転車は必ず自転車置場に駐車しましょう。

## 自転車放置禁止区域

駅等の周辺において、自転車等が放置されていることにより、交通に支障が生じ、市民の安全で快適な生活環境が著しく阻害されていると認められる地域を自転車放置禁止区域に指定しています。区域内では自転車を放置することは禁止されており、たとえ短時間であっても放置された自転車は撤去されます。

撤去された自転車は保管所で20日間保管します。撤去された自転車の返還には、撤去保管料2,500円、自転車のカギ、本人であることが確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）が必要です。

保管所の詳細については、大阪市ホームページをご覧ください  
大阪市自転車保管所  検索

